

令和3年1月

帰国生入学試験受験生の皆さま

日本大学櫻丘高等学校

感染症罹患者への対応について

標記のことについて、学校において予防すべき感染症に罹患し、試験を欠席する受験生に対し、下記のとおり対応いたします。

記

1 対 象

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、1月22日の試験日までに入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ② 1月22日の試験日前日までに保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、試験当日に自宅待機とされている者
ただし、濃厚接触者に該当する者であっても、以下の(1)～(3)の条件をすべて満たす場合は、1月22日の試験当日、別室で受験することができます。
 - (1) PCR検査で陰性
 - (2) 受験当日も無症状
 - (3) 公共交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて試験場に来ることが可能
- ③ 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症（インフルエンザ、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん等）に罹患し、同規則第19条に定める出席停止期間を経過していない者
- ④ 上記①～③のいずれにも該当しない者のうち、発熱・咳等の症状があり、試験当日の検温で37.5度以上の熱がある者

※上記①～④に加えて、明らかに激しい咳を何度もしているなど、他の受験生に影響があると判断した場合は、上記①～④と同等とみなすことがあります。

2 欠席の連絡

試験当日の9時から9時30分の間に本校までご連絡ください。また、在籍する中学校（日本国内の中学校に在籍の場合）に連絡してください。

なお、連絡がない場合、対象者であっても本対応の対象とはなりませんので注意してください。

【連絡先】 03-5317-9300（代表）

<次ページに続く>

3 特別措置

対象者に対する追試験等の特別措置については、試験当日の欠席連絡時にご説明いたします。

4 その他

対象者は、以下の書類が必要となります。

- ① 保健所発行の「就業制限通知書」や医師の診断書等で新型コロナウイルス感染症に罹患したこと又は発熱等の症状があったことを証明する書類（濃厚接触者は除く）。
- ② 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症名及びその疾患により、1月22日に受験できない旨が記載されている医師の診断書。
- ③ その他必要と認める書類

上記の書類は、2月8日（月）【必着】までに簡易書留で送付してください。

【送付先】

〒156-0045 東京都世田谷区桜上水3-24-22 日本大学櫻丘高等学校

※封筒に「特別措置関係書類在中」と朱書きしてください。

以 上